円借款事業に係るコンサルタント選定手続きフローチャート

借入人による手続き

TORの作成

↓

選定手続きの決定
（QCBS*、QBS）**
*技術・価格斟酌法(Quality- and Cost-Based Selection)
**技術斟酌法（Quality-Based Selection）

（随意契約の場合は、「契約交渉・締結」へ。）

↓

ショートリスト及びプロポーザル招聘書類の作成

↓

プロポーザル要請

↓

プロポーザル受領

↓

プロポーザルの評価

↓

評価報告書の作成

↓

1位コンサルタントへの通知

↓

契約交渉・締結

↓

コンサルティング・サービスの開始

JICAによる手続き

●通常はQCBS。下記の4つの業務に係るコンサルタント契約については、QBSでの選定となる。
(a) 複雑且つ高度な専門性ゆえに、タームズ・オブ・レファレンスやコンサルタントが行うべき作業の定義が難しい業務。
(b) 後続する作業への影響が大きいため、サービスの質自体がプロジェクトの成果として最重要視されている業務（大規模インフラの技術設計など）。
(c) 大きく異なる方法で実施可能なため、価格札の比較が困難となる可能性がある業務。
(d) 安全対策上の配慮が特に重要な大規模かつ複雑な建設工事の施工監理を伴う業務。

●借入人が特定コンサルタントとの随意契約を希望する場合、JICAは下記のいずれかの要件に該当する場合のみ承認している。
(a)同じ企業が前回の作業をそのまま継続するのが当然の成り行きである場合。
(b) 災害対策などの緊急事態の場合。

JICAは、借入人より同意申請のあったショートリスト及びプロポーザル招聘書類について、主に以下の観点から確認し、同意を行う。
（1）ショートリスト
(a) 当該セクターにおける当該コンサルタント業務（例えば、詳細設計、施工監理）の海外経験を有すること。但し、途上国のコンサルタントであって自国のコンサルティング業務に従事せんとする者については、当該コンサルティング業務の海外経験を有する必要はない。
(b) 途上国におけるコンサルタント業務を受注した経験を有すること。
(c) コンサルタントの数が3～5社であること。

（2）プロポーザル招聘書類に含まれるコンサルタントTOR
(a)コンサルティング業務の範囲
(b)プロジェクト背景
(c)関連基礎データの利用可能性（地図、気象情報、利用可能な施設等）
(d)コンサルタントが業務を行なう条件

（3）プロポーザル招聘書類に含まれる評価クライテリア
(a) タームズ・オブ・レファレンスで示されている分野における、当該コンサルタントの一般的経験及び実績

JICAは、借入人より同意申請のあった評価報告書*について、主に以下の観点から確認し、同意を行う。**

(a) もしあるならば、評価に責任を持つ選定委員会またはその他類似の組織、及びその設立及び／または機能を定めた国内の法律、法令及び規則
(b) 選定基準とそれらの基準を採用した理由、及び相対的なウェイトの配分（配点）とその根拠
(c) 採点：それぞれの企業にそれぞれの項目で与えられた得点の理由
***QCBSの場合にはプロポーザルのうち、技術札の評価報告書、価格札の評価報告書について、それぞれ確認し、同意を行う。

JICAは、借入人より同意申請のあった契約書について、主に以下の観点から確認し、同意を行う。

(a) プロジェクト及びコンサルティング業務の範囲、(b) 契約期間、(c) 契約発効に関する条件、(d) 両当事者の責任、(e) 契約金額、(f) コンサルタント費用及び報酬の内訳、(g) 費用及び報酬の表示通貨、(h) 支払い条件及び方法、(i) 機器の所有権及び処分、(j) 借入人によって提供されるサービス、(k) 契約変更、(l)契約終了、(m)紛争解決、(n)準拠法等

JICAは、円借款事業において不正・腐敗があったと認める場合、以下の措置をとることができる。

(1)GTC第4．03条に基づく措置
JICAは、合意済みの手続きによって調達されなかったと判断する場合、当該資機材・役務の支出については融資を行わず、さらに不適正に調達された資機材・役務に配分された、借款の該当部分を取り消すことが出来る。さらに、L／Aに基づき他の救済措置を取ることが出来る。JICAは、入札者、「コントラクター」ならびに借入人が、円借款事業及び他の日本のODA 事業の契約に係る調達、実施にあたり最高水準の倫理を遵守するよう要求する。これによりJICAは、
(a)当該円借款事業において、腐敗または不正行為に関与したと認められた入札者に落札するプロポーザルを拒否する。
(b)他の円借款事業または他の日本のODA 事業の契約を受注するためまたは実施中に、腐敗または不正行為に関与したと認められた「コントラクター」を、JICAが定める一定期間、円借款事業の契約を受注することから失格とする。

(2)「JICAが実施する資金協力事業において不正行為等に関与した者に対する措置に関する規程」に基づく措置
JICAは、調達契約の受注者又は調達契約を受注しようとする者が、同措置規程に定める不正行為等に関与したことを同規程該当条項により認定したときは、当該不正行為等の内容及び当該資金協力事業の進捗状況等に照らし、明らかに資金協力受益国に対して不利益をもたらすと認められる場合を除き、当該調達契約の受注者等が当該調達契約の当事者となることを認めないこととする。またその場合、JICAは、情状に応じて、同規程に基づき期間を定め、不正行為等に関与した者が新たに調達契約の当事者となることを認めない。